

独立行政法人航空大学校第6期中期目標

第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、社会経済活動を支える航空輸送の担い手である操縦士を養成する基盤的機関として、昭和29年の運輸省附属機関としての設立以来、我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出しており、これまで4,500名以上の操縦士（飛行機）を我が国に誕生させている。

また、我が国航空会社の操縦士の年齢構成は50歳以降に偏在し、2030年頃から操縦士の大量退職が見込まれていること等を踏まえ、大学校では、平成30年度入学生より入学定員108名に養成規模を拡大している。

なお、更なる経済成長の推進・観光立国日本の実現に向け、2030年までに訪日外国人旅行者数を6,000万人に増やすことを政府目標として掲げており、令和6年には訪日外国人旅行者数が過去最高を記録した。今後も航空需要は一層の増加が見込まれており、IATA（国際航空運送協会）の推計によると世界の航空旅客数は2030年以降も大幅な増加が見込まれる等、航空業界は中長期的にも成長が期待されている。こうした中、操縦士を安定的に供給していくことは、引き続き、我が国の政府目標の実現や安定的な航空輸送の確保のために極めて重要である。

一方で、入学定員拡大後、大学校において訓練遅延が急激に拡大し、卒業人数は年間70名程度に留まり、入学試験に合格しているにも関わらず従来の修学開始時期（6月、9月、12月、3月頃）から教育を受けられず、修学開始後も各課程間において自宅等において待機を強いられる学生（以下「待機学生」という。）が多く発生し、卒業までの期間が標準となる2年を大きく上回っている状況である。

このような状況を踏まえ、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会最終とりまとめ」（令和7年3月）において「遅延解消等に向けた取組を着実に進めるとともに、更なる対策について、要因分析の深掘りを含めて、航空局とも連携のうえ早期検討を進め、これらを次期中期計画（令和8年度～12年度）に反映するべきである」とされ、これを受け、「航空大学校の養成に関する検討会」において、必要と考えられる対策についてとりまとめたところ、これについて着実かつ早期に対策を進める必要がある。

「航空大学校の養成に関する検討会とりまとめ」（令和7年10月）において、訓練遅延の要因の一つとして、過去の事故を踏まえた安全意識の高まりや、前中期目標に示された「資格取得率」等の達成に向けた教育の質の向上の取組等により、訓練遅延への意識が相対的に薄まったことが指摘されていることは真摯に受け止めなければならない。一方で、前中期目標期間の令和5年に帯広分校の訓練機が滑走路を逸脱する航空事故が発生し、訓練の中断を余儀なくされ、安全管理体制の強化の重要性が増加していることから、遅延解消には安全確保を前提に取り組む必要がある。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決

定)では、「私立大学等への技術支援等の取組により、民間におけるパイロット養成の規模拡大及び能力の向上を図ること」とされ、大学校では、長年の操縦士養成の知見を活用した民間養成機関への技術支援等、我が国全体の操縦士養成能力の拡充にも寄与してきている。まずは待機学生の解消に優先的に対応する必要があるが、私立大学等の養成レベルは依然として十分とは言えないことから、待機学生の解消後は、私立大学等の民間養成機関に対し、より積極的な技術支援を行い、民間における養成規模拡大及び能力向上を後押ししていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、大学校においては、安全確保を大前提に、航空局による体制面での協力や予算の確保等の面での連携を受けながら、令和10年度目途の待機学生の解消に向けて取り組み、その後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士の毎年100名規模での安定養成と私立大学等の民間養成機関への技術支援を着実にを行うこと等により、航空会社のニーズにあった資質を有する操縦士を長期的かつ安定的に確保し、我が国の航空輸送の安全・安定に貢献すること等、国土交通政策に係る大学校の任務を的確に遂行する。

なお、運営にあたっては、自律性、自発性及び透明性を備え、より効率的・効果的に行うという独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえつつ、実施していくものとする。

(別添1) 政策体系図

(別添2) 法人の使命等と目標の関係

第2 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号)に基づき、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務等を実施する。

安全確保を大前提に、令和10年度目途の待機学生の解消に向けて取り組み、その後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を毎年100名規模で安定的に輩出する。

なお、訓練遅延の早期解消等の大きな課題を抱える中で、取組を実施するにあたっては、国においても必要な予算の確保や体制面での協力が不可欠であるため、国と大学校が十分にコミュニケーションを取りながら、密に連携を図ることが重要である。

また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(令和6年11月26日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、航空機操縦士養成事業とし、本章(1)から(5)により業務を実施する。

(1) 航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行

政の重要な課題であり、理事長のリーダーシップの下、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学校において以下の事項を行うとともに、これまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行う等により、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図る。

- ① 航空安全プログラム（SSP）に基づき、次に掲げる取組を実施する。
 - イ 大学校の安全に関する取組目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定する。
 - a. 業務の特性を表した指標であること。
 - b. 測定可能な指標であること。
 - c. 過去の実績、今後の事業計画等と照合し、現状と同等以上の安全性を監視できる指標及び目標値であること。
 - ロ 安全管理システム（SMS）のもと、大学校の安全達成度の測定及び監視等により、安全の傾向について把握・分析を行い、安全に関する取組目標等の再設定、安全最優先の意識の徹底、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施する。
 - ハ 大学校の安全に関する情報の収集体制を強化し、必要な場合には国土交通省等に報告する。
 - ニ 組織全体における安全に関する統一的な組織風土の醸成を促進するために、役職員に対する安全教育を実施するとともに、整備委託先等についても安全教育に関する管理を行う。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、その結果について周知・徹底等を図るための活動を推進する。
- ② 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図る。
- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の確保、平準化を図るために必要な措置を推進する。
- ④ 訓練機の運航に直接関係する部門（整備委託先等を含む）に対する定期的な安全監査や、日常の業務における管理を通じて、最適な安全管理の実施やヒューマンエラーの防止等に努め、安全対策に万全を期す。また、外部養成施設を一時的に活用する場合には、当該施設における訓練機の運航の安全確保に万全を期すように管理する。
- ⑤ 年1回程度、組織全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、適切かつ有効に機能しているか確認し、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

- ・航空事故・重大インシデントの発生件数を各年度とも0件とする。（前中期目標期間までの実績：2件）

<指標の考え方>

- ・航空事故・重大インシデントの発生件数について、前中期目標期間では0件を目標値に設定していたもののこれを達成することができなかったことから、引き続き同水準の目標値を設定して安全確保を促すこととした。なお、前中期目標期間では、訓練中の鳥衝突による航空事故が発生したが、一般に鳥衝突に対して運航者がとり得る措置は限られていることから、明らかに大学校の責によらない同様の事案については指標の対象から除外することとする。

(2) 待機学生の早期解消や安定養成に向けた取組

① 待機学生の早期解消

待機学生の解消にあたっては通常の養成数（年間100名規模）を上回る規模の養成をする必要があるため、令和10年度目途の待機学生解消に向けては、航空局による体制面での協力や予算の確保等の面での連携を受けながら、以下を含めた施策に取り組む。

イ 土日フライトの実施

訓練は天候の影響が大きいことから、晴天の機会を逃さずに訓練を行えるよう、予算や体制の制約等を考慮しながら、土日等の休日での訓練を柔軟に実施すること。その際、現場の負担が過度なものにならないよう、適切な労務管理に努めること。

ロ リソースを最大限活用した養成

欠員が発生したクラスについては、あるタイミングで後続の待機中のクラスから補完し、卒業時には可能な限り27名単位とするような対策等、現行リソースを最大限活用する手法を検討し、待機学生の解消を図ること。

ハ 外部養成施設の活用

現在の訓練手法と訓練リソース（機材数、教官数、寮の収容数等）では年間100名規模を大きく上回る養成を期待することは困難であるため、比較的天候の影響も受けづらく豊富な訓練リソースを有する外部の養成施設の活用を図ること。

② 恒常的な安定養成

待機学生の解消後も毎年100名規模の安定養成を継続し、訓練遅延の発生を防止するために、以下に示す養成事業の効率化を実施する。

イ 訓練遅延に対する意識の徹底

訓練遅延に対する経営層を含む全職員の意識を高めるとともに、訓練遅延が拡大した場合の分析・対策検討などの組織的な対応を図ること。その際には訓練時間等に係る目標値を定め、訓練進捗の組織的・定期的な管理

を行うこと。

ロ 訓練カリキュラム等の抜本見直し

単発機の資格取得に係る訓練を省略し、飛行訓練装置の更なる活用も図ることで実機訓練時間を大幅に削減した訓練カリキュラムを構築し、令和10年度目途から導入すること。また、教官の任用訓練等の更なる効率化についても検討を進め、着実に導入を図ること。

ハ 追加訓練時間の上限設定

他の養成機関においては、追加訓練に対する上限の設定や訓練生に追加の負担を求める等の措置を設け追加訓練の縮減を図っている状況も参考に、大学校においても、教育効果と追加訓練の実施のバランスも考慮しながら追加訓練の削減のための対策を検討し、令和10年度目途から導入すること。

【指標】

- ・待機学生の解消後は毎年100名規模の安定養成を行う。

＜指標の考え方＞

- ・「航空大学校の養成に関する検討会 とりまとめ」を踏まえたものであり、前中期目標期間では年間108名の入学定員を目標値に設定していたが、待機学生を生じさせないためには入学定員108名に対して資格取得率を考慮し毎年の養成規模を設定することが重要であるため100名規模の安定養成を目標値として設定した。なお、待機学生の解消後も、その時点で在籍していた学生がクラス単位で順繰りに卒業するまでの間は一時的に養成規模が増減する可能性があるため、引き続き安定養成に向けた取組を続ける必要がある。

【重要度：高】

- ・「航空大学校の養成に関する検討会 とりまとめ」において、「待機学生の早期解消」と「恒常的な安定養成に向けた環境の整備」を講じることとしており、上記指標はその達成に向けた重要な要素であるため。

【困難度：高】

- ・毎年100名規模の安定養成を行うには、まずは待機学生の早期解消を図らなければならないだけでなく、その後も様々な外的要因の影響を受ける可能性がある中で、その状況を適切に把握し、的確に対応していかなければならないため。

(3) 教育の質の確保

基幹的要員となる質の高い操縦士の養成を行うという観点から、以下の施策を実施することにより教育の質の確保を図る。なお、待機学生の解消に係

る対策の取組の実施にあたっては、資格取得率や航空会社等への就職率が極端に低下することがないよう継続的にモニタリングを行い必要に応じて追加の対策を講じること。

① 学生への教育の質の確保

イ 航空会社と業務運営等に関して定期的に意見交換や情報交換を行い、エアラインパイロットに要求される知識・技能等を的確に把握し、教育内容、教育体制の充実を図るとともに、より多くの学生が操縦士として就職できるよう就職支援にも活用する。また、待機中の学生のモチベーション向上や有益な経験を積む機会の提供の観点から、航空会社等におけるインターンシップ等の情報を提供すること。

ロ 操縦士養成に係る教育技法及び評価法に関する調査・研究、国内の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させる。

ハ 学科教育については、教育内容の充実等により、学内成績や国家試験合格率の維持・向上を図る。

② 資質の高い学生の確保

イ より資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動に努める。

ロ 入学試験制度については、入学後の成績や航空会社との情報交換等も踏まえ継続的に検証・評価を行う。

③ 訓練環境の改善

安定的な訓練実施のため、訓練環境の維持・向上を図る。

特に、天候や機材不具合等に影響される実機訓練を計画的に実施するため、既存の訓練環境に応じた教育内容の最適化のみならず、必要な訓練環境の整備を図る。また、整備委託先と適切な意思の疎通及び整備情報の共有により十分な機材不具合対応を実施するとともに、安全確保を前提として、可能な整備の効率化を図る。

加えて、効率的で効果的な教育により学生の訓練効果を高めるため、学科教育及び操縦教育における ICT の活用、書類の電子化等を推進する。

④ 教官の質の確保

教育の質の向上や平準化を図るため、操縦士養成における教官の教育技法等の向上及び標準化に向けた取組を充実させる。

【指標】

- ・過去5年以内に卒業生を採用した航空会社に対するアンケートにおいて、80%以上の肯定的な評価を得る。（前中期目標期間までの実績：91.7%）

<指標の考え方>

- ・卒業生を採用した航空会社に対するアンケートについては、前中期目標期間では80%を目標値に設定していたところこれを上回る結果になった。一方、待機学生の解消に伴い一時的に養成数が増加することになることから、引き続き同水準の目標を設定することとした。

(4) 私立大学等の民間養成機関への技術支援

民間養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資するため、訓練遅延解消後は、他の養成機関の要望に応じ、学科訓練の提供、教官訓練の受託等の更なる支援を検討の上、積極的に実施することで我が国養成機関の技術の底上げを図ること。

(5) 裾野拡大

操縦士は極めて高度な技量かつ判断能力等を求められる職業であり、その質を確保するためには、志望者数を維持する必要があるが、我が国の人口動向を踏まえると、裾野拡大が重要である。

そのため、大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士の確保に向けた取組として、航空思想の普及・啓発のための行事を年16回程度開催する等により、航空の裾野拡大に取り組むとともに地域住民等から継続的に理解を得ることに努める。

また、大学校において低調となっている女性学生の比率を上げ、我が国航空業界全体の女性操縦士の活躍を牽引することが期待されていることから、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会 最終とりまとめ」に記載された取組（受け入れ体制の充実とその後の女性枠の設置等）を着実に進める。

【指標】

- ・航空思想の普及・啓発のための行事を年16回程度開催する。

<指標の考え方>

- ・航空思想の普及・啓発のための行事については、前中期目標期間では16回程度を目標値に設定していたところこれを上回る結果になったが、訓練遅延の解消に注力する必要があることから引き続き同水準の目標を設定することとした。

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

① 組織パフォーマンスの向上

大学校の使命と役割を役職員ひとりひとりに浸透させ、業務に対するモチベーションと使命感の向上を図るとともに、教育現場の環境を適切にサポー

トする観点から、本校及び分校の業務の見直しや必要な組織体制の整備を図り、組織のパフォーマンスを最大限に発揮する。

② 教育・訓練業務の効率化

現行の養成期間（２年間）を維持するとともに、効果的な学科教育及び操縦教育を実施するため、教育の質を維持しつつ、継続的に見直しを行い、訓練の効率化及び適正化を図る。

③ 調達合理化の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

④ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表する。

⑤ 教育コストの分析・評価

適切な教育コストの把握・縮減に資するため、コスト構造の明確化を図る。

⑥ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、引き続き効率的な執行に努め、物価の上昇による影響を除き、中期目標期間の最終年度（令和 12 年度）において、前中期目標期間の最終年度（令和 7 年度）と同額以下とする。

⑦ 業務経費の効率化

業務経費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、物価の上昇による影響を除き、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 2 % 程度縮減する。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

大学校の業務運営の合理化及び効率化に資する訓練管理のシステム化や総務会計業務のデジタル化に取り組むとともに、DX の推進に必要な知見を有する人材の確保・育成を図ること。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り行うこと。

第5 財務内容の改善に関する事項

(1) 中期計画に向けた予算の策定

運営費交付金を充当して行う事業については、本中期目標に定めた事項に沿った中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)や「交通政策審議会航空分科会基本政策部会／技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」(平成26年7月)等を踏まえつつ、適正な受益者負担の水準を確保するため、航空会社及び学生が負担する割合については、直接訓練経費の3分の2とする。なお、受益者負担については、令和6年度に直接訓練経費の55%から3分の2へ引き上げたところであるが、民間養成機関の状況や学生の負担感を勘案したうえで、今後も継続的に検討することとし、負担のあり方については、航空会社等関係者間での情報交換に取り組む。また、前中期目標期間中においては、待機学生への対応を優先し、訓練の受託等により自己収入を得ることが困難であったところ、今中期目標期間においては、訓練遅延の解消を最優先に、訓練の受託等により自己収入の拡大に向けて取り組み、自己収入額を前中期目標期間中の実績額より倍増させる。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、理事長のリーダーシップの下、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を確実に実施する。

また、大学校全体の業務執行及び組織管理・運営等に関し、理事長及び分校長を含めた月1回程度の会議を通じて、これらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行う。

(2) 情報セキュリティの確保

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国等と脅威情報を共有しつつ、サイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保すること。

また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

(3) 人材の確保・育成

高齢化が見込まれる中で高度で専門的な技能を要する教官を継続的に確保するための中長期的な視点に立った人材の採用、教官の教育技法等の向上に資する定期的な研修、事務職員の定期的な異動も考慮した組織運営（業務のマニュアル化、専門的な知見を有する契約職員の活用）等を含む適正な人材確保・育成方針を策定し、効率的・効果的な業務運営のために必要な役職員を確保する。また、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図る。

(4) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定する。特に学生寮については、施設の老朽化が著しく、共同部屋は現代の若者の生活スタイルや価値観とはなじまないものとなっていることから、個室化を前提とした更新について検討すること。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について不断に見直しを行う。

(6) 新たな社会ニーズ、環境変化への対応

2030年以降の次期中期目標の到来に備え、当該目標を設定する国の主導のもと、将来の社会情勢、航空業界の状況、他の養成機関の能力、我が国操縦士養成に係る社会的ニーズ、世界の動向等を見極め、大学校に期待される役割、養成規模、より効率的な訓練手法・不測の事態が発生した場合の代替基地の検討その他社会ニーズに適應するための必要な取組について、検討を継続すること。

(別添)政策体系(国の政策体系における独立行政法人航空大学校の位置付け及び役割)

法人の設置目的

独立行政法人 航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）

第三条 独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。

法人の役割

我が国の唯一の公的な操縦士教育訓練機関として、その長い歴史と伝統を生かし、航空輸送の中枢を担う質の高いパイロットを計画的に養成するとともに、教育実績と研究活動の成果を広く国の行政と社会に還元することにより、我が国の航空界の発展と安全運航の確立に寄与する。

第六期中期目標期間における主な取組

航空安全に係る教育等の充実

■ 航空事故・重大インシデントの発生件数0件

- 理事長のリーダーシップの下、安全対策の見直しや課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行い、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図る。

(前中期目標期間の実績：2件)

待機学生の早期解消と安定養成

■ 待機学生の早期解消

- 土日フライトの実施や、リソースを最大限活用等の取組により、R10年度目途の待機学生解消を目指し取り組む。

■ 100名規模の安定養成

- 待機学生解消後は、毎年100名規模の安定養成を継続、訓練遅延の発生を防止するため、養成事業の効率化を実施。

教育の質の確保

■ 学生への教育の質の確保

- 航空会社と意見交換を行い、卒業生に要求される知識・技能を把握し、教育内容へ反映。また、訓練待機中の学生へ航空会社等のインターンシップ等情報を提供。

■ 訓練環境の改善

- 安定的な訓練実施のため、訓練環境の維持・向上。

■ 教官の質の確保

- 教官の教育技法等の向上及び平準化。

技術支援及び裾野拡大

■ 民間養成機関への技術支援

- 待機学生解消後、学科訓練の提供や教官訓練の受託等の支援により我が国養成機関の技術の底上げ。

■ 操縦士の裾野拡大

- 操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士確保に向けて、航空思想の普及・啓発の行事を実施。
- 低調となっている女性学生の比率を上げるため、受け入れ体制の充実等の取組を進める。

（使命）

社会経済活動を支える航空輸送に必要となる操縦士を養成する基盤的機関として、我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出することが求められる。

（現状・課題）

◆強み

・昭和29年より操縦士の安定的な供給源としての役割を担い、これまで、航空大学校（以下「大学校」という。）は4500名以上の操縦士を輩出。平成30年度入学生より養成規模を拡大（年間72名→108名）。
・長年の操縦士養成の知見を活用した民間養成機関への技術支援等、我が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与。

◆弱み・課題

・滑走路外着陸事案（令和5年）が発生しており、航空事故・重大インシデントを未然に防止するために、引き続き安全管理体制の不断の見直しが必要。
・コロナ禍における訓練の中断や訓練機の稼働率の悪化等により、操縦士養成に必要な飛行訓練時間が確保できなかったことにより、大幅に訓練が遅延し、待機学生が発生している。
・上記の状況により、訓練にリソースを割いており、民間養成機関に対し十分な技術支援が行えていない。

（環境変化）

- 主要航空会社操縦士の年齢構成は50歳以降に偏在し、2030年頃から操縦士の大量退職が発生。
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」の訪日外国人旅行者「2030年6,000万人」は政府として引き続き重要な政策目標。インバウンド需要に対応できるよう継続的・計画的な操縦士の養成・確保が重要。
- 我が国における継続的・計画的な操縦士養成には、私立大学等の民間養成機関による養成も必要であるが、依然として養成能力が十分とは言えず、航空需要の増大に伴って要求される操縦士の確保ができていない。
- 「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」において、他国に比べて女性操縦士の割合が低い状況を鑑み、公的機関である航空大学校においては女性活躍を率先して進めるべく、女性学生に配慮した環境整備、入学要件の見直し等が求められている。

（中（長）期目標）

（上記の使命並びに現状・課題及び環境変化に係る分析に関連して、特に法人が取り組むべき内容として）

- 安全管理体制の不断の見直し等により、安全運航を継続的に確保できる体制を確立
- 令和10年度目途の待機学生解消を目指し、「航空大学校の養成に関する検討会」においてとりまとめられた施策等に取り組む。待機学生の解消後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を毎年100名規模で安定的に輩出する
- 待機学生の解消後、学科訓練の提供、教官訓練の受託等、民間操縦士養成機関に対する技術支援をより積極的に実施
- 我が国航空業界全体の女性操縦士の活躍を牽引することが期待されていることから、女性学生に配慮した環境整備、入学要件の見直し等を進める。